

鈴蘭台駅周辺整備を考える会会則

【設立趣意】

鈴蘭台駅周辺は、従来から北区の中心地として発展してまいりましたが、最近の駅周辺の交通量の増加は著しく、歩行者にとっても危険な状況となっています。一方、鈴蘭台周辺の開発も一段と進み、北区の顔としての鈴蘭台の地位が相対的に低下しつつあるように思われます。

私たちは、こうした地域の現状と問題点をふまえ、将来の鈴蘭台の再生と発展にむけて必要なプランを持ち、その実現を行政に働きかけていく時期がきているように考えます。鈴蘭台駅周辺の問題については、自治会や婦人会、あるいは「鈴蘭台駅周辺を美しくする会」などの団体が、神戸市あるいは神戸電鉄などと個別に懇談を行ってきていました。しかし、「総論」としてはその必要性を感じても、「各論」としては難しいといった議論になり、具体的な議論に入れていなかったのが実情かと思われまます。こうしたことから、各住民組織の方々の考えも、また神戸市・神戸電鉄などの考えについても、直接関係する住民の皆さんに十分に伝わらないこともあって、住民にしてみれば宙ブラリンの状態が30年が過ぎようとしています。

私たちは、こうした状況を打破するため、まず鈴蘭台周辺の諸団体が一堂に集まり、将来の駅周辺整備のあり方（必要ないという意見も含めて）について、総括的に意見交換を行う場を作ろう、ということに関係者が集まり、準備を進めてきました。むろん関係する住民の方が全部入れる組織が理想的ですが、まず最初の段階として、地域の代表的な組織である自治会、婦人会、あるいは商店会などの組織から、若干名ずつ入っていただいて、議論を進めることで、とりあえずは地域住民の方々の意向も客観的に反映できているのではないかと考えています。この会で議論された内容については、この会を構成するそれぞれの組織の中で、必要に応じて広報を行ったり、議論をしていくつもりです。

ともあれ、この会で議論された内容を下敷きにして、真に住民の皆さんの意見が反映された地域構想がまとめられればと考えています。この構想そのものは、地域の皆さんが将来を考える上でのたたき台にすぎません。これを実現するか否かは、次の段階の問題であり、そのための組織も新たに必要になってくると思います。

この会を設立する趣旨を十分ご理解いただき、この会の活動に積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

平成5年10月

「鈴蘭台駅周辺整備を考える会」設立委員会

鈴蘭台自治連合会	鈴蘭台東第1自治会	鈴蘭台商店連合会
鈴蘭台北自治会	鈴蘭台東山自治会	タウンきたまち
鈴蘭台東町1,2丁目自治会	鈴蘭台西第1自治会	鈴蘭台プラザ名店会
鈴蘭台東町3,4丁目自治会	鈴蘭台駅周辺を美しくする会	鈴蘭台センター協同組合
鈴蘭台旭ヶ丘自治会	鈴蘭台婦人会	神戸電鉄株式会社

(名称)

第1条 本会は「鈴蘭台駅周辺整備を考える会」と称し、事務局を北区役所まちづくり推進課に置く。

(目的)

第2条 本会は、鈴蘭台駅周辺地区の整備振興と住環境の改善を図ることを目的とする。将来、地域整備のあり方について地域住民の大多数の同意が得られれば、地区の整備を推進するための新たな組織の設立をよびかけるものとする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、講師の招聘による勉強会、他地域の視察、会員への啓発活動、宣伝、関係機関との折衝など目的達成に必要な各種事業を行う。

(範囲)

第4条 本会での検討範囲は、鈴蘭台自治連合会並びに鈴蘭台西第1自治会を合わせた範囲（鈴蘭台北町、東町、西町、南町のそれぞれ一部で、鈴蘭台駅を中心として概ね半径500mの域内）とする。

(構成及び会員資格)

第5条 本会は、鈴蘭台自治連合会、鈴蘭台婦人会、鈴蘭台駅周辺を美しくする会、鈴蘭台商店連合会などの組織を基礎とし、前条の範囲内に住居又は店舗を有する者の内からそれぞれの組織で選出された会員並びに当地区内の事業所をもって構成する。

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。任期は2年とし再任を妨げない。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
監査	2名

2 役員会の議決により、顧問、相談役を置くことができる。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは予め会長が指名した副会長が会長の職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成するとともに、会の業務を執行する。また、理事のうちから理事会の総務を担当常任の者と、会の会計を担当する常任の者を各々数名置く。

4 監査は、会計及び業務上の書類を監査し総会に報告する。

(総会)

第8条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 本会の事業計画、予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の変更に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 本会の解散に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事等)

第9条 総会は、本会の会員の過半数の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

(理事会)

第10条 本会に理事以上の役員により構成する理事会を置く。

2 理事会は会長が招集する。

3 理事会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他業務の執行に関し重要な事項

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、事業の遂行に必要な事項は、会長が理事会に回りこれを定める。

附 則

1 この規約は、平成5年10月2日より実施する。